

## ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について

令和2年12月8日  
地域・家庭福祉課

## 1 経緯

令和2年第1回臨時会（7月21日・22日）において予算計上した、「ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業」について、ひとり親家庭の生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえて、年内に2回目の給付を行うことが国において決定される見込みであるため、緊急的な予備費充用を行う。

## 2 事業概要

## ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業

## (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響による、低所得のひとり親家庭の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給する。

## (2) 実施主体 県（町村分）

## (3) 負担割合 国10/10

## (4) 事業内容

令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている者に対して、再度同様の基本給付の支給（再支給分）を実施する。また、同日以降に基本給付の申請を行う者に対しても、基本給付に加えて再支給分を併せて支給する。

	基本給付	追加給付（今回給付無し）
支給対象	以下、①～③に該当する者 ①令和2年6月分児童扶養手当の支給を受けている者 ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者で、平成30年の収入が児童扶養手当の対象となる方と同水準の者 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる方と同水準に下がった者	左記、基本給付対象の①または②に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した者
給付額	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円	1世帯5万円
対象者数	約800世帯 ※第2子以降 約400人	約650世帯

## 3 必要見込額

(単位：千円)

	国が示した所要額	現計予算（※）	差し引き
給付金	118,700	83,420	35,280

※別途、事務費（2,615千円）を計上